

令和 8 年度関係人口実態調査・受入環境分析業務
企画提案に係る仕様書

1 業務名称

令和 8 年度関係人口実態調査・受入環境分析業務

2 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 9 日まで

3 業務目的

人口減少及び高齢化の進行により、特に過疎地域等においては地域活動の担い手不足が課題となっている。こうした中、地域外の人材が継続的に地域と関わる「関係人口」の創出・拡大が重要となっているが、本県においては市町村ごとの取組状況や地域外人材との関わりの実態、受入環境等が十分に把握されていない。また、国においては「ふるさと住民登録制度」の創設が予定されており、今後、市町村において関係人口との継続的な関係構築や受入体制の整備が求められることが想定される。

本業務では、県内の過疎地域等を対象として、関係人口に関する取組状況や受入環境等を調査・分析するとともに、その結果を対象市町村における関係人口施策の推進及び県における今後の関係人口施策の検討に資する基礎資料として整理することを目的とする。

4 対象市町村

本事業は国の「都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱」（添付資料 1）に基づく取組として実施するため、当該制度の対象地域を有する市町村を対象として実施する。

- （1）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域を有する市町（以下「過疎市町」という。）（16 市町）

石巻市、気仙沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、山元町、松島町、大郷町、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町

- （2）その他の条件不利地域を有する市町（以下「その他条件不利地域市町」という。）

※（1）の重複分の記載省略

- ア 山村振興法に基づく振興山村地域を有する市町

仙台市、大和町

- イ 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を有する市町

塩竈市、女川町

※（1）の市町における業務を基本とし、（2）の市町における業務にも従事する場合には、その従事時間の合計が、（1）の業務従事時間の合計を超えないこと。

5 業務内容

本業務は、関係人口施策の実施そのものを目的とするものではなく、対象地域におけ

る取組状況等の調査・分析を通じて、市町村における今後の施策検討に資するとともに、県における関係人口施策の検討に必要な基礎情報を整理することを目的とする。

調査に当たっては、机上調査のみにとどまらず、市町村及び地域関係者との対話や現地調査等を通じて、地域の実情や課題を把握すること。

なお、調査の実施に当たっては、本調査における関係人口の定義や調査対象の範囲を整理した上で実施し、市町村ごとの解釈の違いによる回答のばらつきを可能な限り抑え、調査結果の比較可能性及び分析可能性の確保に努めること。

(1) 県内過疎市町等における実態調査

県内過疎市町（16市町）を対象とする調査を基本とし、必要に応じてその他条件不利地域市町の調査を実施することができるものとする。

〔調査項目例〕

- ・ 関係人口施策の取組状況
- ・ 交流人口から関係人口への展開に関する取組状況
- ・ 継続的に関わる関係人口の有無
- ・ 関係人口の主な居住地及び関係構築の状況
- ・ 関係人口受入に関する情報発信の状況
- ・ 受入環境（受入団体の有無、地域内外のコーディネート機能の有無、地域活動への参画機会、受入上の課題等）
- ・ 受入体制の持続性（担い手の確保状況、活動費の確保状況、地域内における将来ビジョンの共有状況等）
- ・ 市町村が主な対象としている関係人口の属性及びその考え方
- ・ 関係人口施策への今後の取組意向

〔調査方法〕

- ・ アンケート調査
- ・ ヒアリング調査

※アンケートの設計に当たっては、用語の定義や記入例を付すなど、回答のしやすさと集計・比較の容易さに配慮すること。

※ヒアリング調査は発注者と協議の上、必要に応じて実施するものとし、オンライン形式による実施も可とする。

(2) 重点地域調査

(1)の実態調査結果等を踏まえ、発注者と協議の上、特徴的な取組又は今後の展開可能性を有する地区（以下「重点地域」という。）を3地域程度選定し、現地調査及び関係者ヒアリングを実施すること。選定に当たっては、中間支援組織やコーディネーター機能の有無、地域・市町の取組意欲等を踏まえること。また、行政機関だけでなく、

地域団体、民間事業者その他地域関係者との対話を通じて、地域外人材の受入に向けた課題や可能性を把握すること。

〔調査内容例〕

- ・ 地域資源及び地域特性

- ・関係人口との関わりの実態
- ・関係人口との関係構築の手法
- ・地域活動への具体的な参画機会
- ・地域側の受入体制
- ・地域関係者の意向
- ・今後の可能性及び課題

(3) 調査結果の分析・整理

調査結果を分析し、市町村間の共通点や相違点、地域類型ごとの特徴及び課題を整理すること。

〔整理事項例〕

- ・県内過疎地域における取組状況の傾向
- ・関係人口との関係構築の類型
- ・地域側受入体制の状況
- ・関係人口創出に向けた地域側受入環境の類型整理
- ・市町村が抱える課題
- ・市町村に共通する課題及び地域類型ごとの特徴

必要に応じて、他自治体の先進事例との比較を行い、市町村施策及び県施策への示唆について整理すること。

(4) 県内市町村向け参考資料の作成

調査結果等を踏まえ、県内市町村が今後関係人口施策に取り組む際の参考となる資料を作成すること。

なお、本事業の調査対象は過疎地域等を有する市町を基本とするが、当該参考資料は発注者において県内全市町村へ共有することを想定している。

〔記載事項例〕

- ・関係人口に関する基礎情報
- ・関係人口施策の先進事例
- ・関係人口との接点形成手法
- ・地域側受入体制の事例
- ・市町村が準備しておくべき事項
- ・想定される課題及び対応例

6 実施計画書

契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者と協議を行った上で業務を実施すること。また、調査結果の中間整理を行い、発注者へ報告し、以降の調査・分析方針について協議すること。

7 業務完了報告書及び成果物の提出

業務終了後、5の実施結果を取りまとめた上で、業務完了報告書を作成し、発注者へ提出すること。このほか、次の成果物について、電子データを提出すること。

なお、発注者において成果物を加工の上、市町村に共有することを想定しているため、電子ファイルは編集可能なデータ形式により提出するとともに、作成に用いたデータも納品すること。

(1) 調査報告書

〔内容例〕

- ・市町村調査結果
- ・重点地域調査結果
- ・調査結果の分析
- ・地域類型ごとの特徴及び課題
- ・市町村施策及び本県施策への示唆

(2) 重点地域整理シート

地域ごとに次の事項を整理すること。

- ・地域資源及び地域特性
- ・関係人口との関わり
- ・受入体制
- ・課題
- ・今後の可能性
- ・今後の関係人口施策及びふるさと住民登録制度への対応を見据えた受入環境整備に関する示唆

(3) 市町村向け参考資料

「関係人口施策に関する参考資料」（仮称）

8 実施体制

受注者は、地域づくり、地域活性化、交流人口、移住定住、関係人口等に関する知見を有する人員を配置すること。また、地域関係者との対話や現地調査を適切に実施できる体制を確保するとともに、関係人口施策及び地域外人材の受入体制づくりに関する実務経験又は実績を有する者を配置すること。

なお、本業務の実施に当たり、受注者が配置する人員1名以上を「宮城県過疎地域等政策支援員」（添付資料2）として県から委嘱し、当該委嘱候補者は、本業務期間中に複数の対象市町における調査又は支援業務に従事するものとする。企画提案書に記載した過疎地域等政策支援員候補者を変更する場合は、必ず発注者の承認を得ること。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受注者は、本業務を行うに当たり関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受注者は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別記1「個人情報取扱特記事」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措

置を講じなければならない。

(3) 情報セキュリティ

受注者は、本業務で取得した情報の取扱いに当たっては、別記2「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。また、受注者は、本業務において電子メールを利用する場合、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

ア 電子メールの送信前に送信先の電子メールアドレス、アドレス区分（TO、CC、BCC）、添付ファイル、送信内容等に誤りがないか確認すること。

イ 電子メールを一斉送信する場合は、原則として他の送信先の電子メールアドレスが分からないよう、送信先の電子メールアドレス区分をBCCに設定すること。

ウ 重要な電子メール（個人情報又は機密情報を含むメール、以下同じ。）を送信する場合は、必要に応じて暗号化又はパスワード設定を行うこと。

エ 電子メールを一斉送信する場合や重要な電子メールを送信する場合は、複数人により確認すること。

(5) 損害賠償

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、発注者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、発注者の指示に従うこと。

10 業務実施上の留意点

(1) 受注者は調査・分析の方向性や資料の作成イメージについて発注者と十分に調整を行った上で業務に着手すること。また、業務の進捗状況を適宜報告し、必要な指示を受けること。

(2) 受注者は本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事項及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこととする。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第61条第1項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用

してはならないこと、及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第 10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第 11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第 12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第 13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理し、及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第 14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第 15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第 16 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 17 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、

事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

- 2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

情報セキュリティ特記事項

（責任体制の整備）

第 1 受注者は、本業務の情報資産の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第 2 受注者は、情報資産の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、情報資産の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 受注者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

4 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適正に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

5 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所の特定）

第 3 受注者は、情報資産を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。また、作業場所を変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、所属名等が分かるように身分証明書等を常時携帯させなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第 4 受注者は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（教育の実施）

第 5 受注者は、情報資産の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本業務の適正な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

（守秘義務）

第 6 受注者は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、本業務に携わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

（再委託）

第 7 受注者は、本業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並び

に再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 前項ただし書により、本業務の一部をやむを得ず再委託する場合、受注者は、再委託先に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 4 受注者は、再委託先に対して本業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(情報資産の管理)

第8 受注者は、次の各号の定めるところにより、情報資産の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に情報資産を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、情報資産を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 情報資産を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、情報資産を複製又は複写しないこと。
- (5) 情報資産を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 情報資産を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 情報資産を管理するための台帳を整備し、情報資産の利用者、保管場所その他の取扱状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 情報資産の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の情報セキュリティインシデント（以下「インシデント」という。）を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私物等の受注者が管理をしていないパソコン等の端末及び外部電磁的記録媒体等を持ち込んで、情報資産を取り扱う作業を行わせないこと。
- (10) 情報資産を利用する作業を行うパソコン等に、情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9 受注者は、本業務の情報資産について、本業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

(情報資産の受渡し)

第10 受注者は、発注者との情報資産の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に情報資産の預り証を提出しなければならない。

(情報資産の返却、消去及び廃棄)

第11 受注者は、本業務の終了時に、本業務の情報資産について、発注者の指定した方法により、返却、消去又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 受注者は、本業務の情報資産を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき情報資産の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、情報資産の消去又は廃棄に際し、発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、本業務の情報資産を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録されたパソコン等や電磁的記録媒体等の物理的な破壊その他当該情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、情報資産の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第 12 受注者は、発注者から、情報資産の取扱状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者は、情報資産の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第 13 発注者は、本業務に係る情報資産の取扱いについて、本特記事項の規定に基づき、必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(インシデント時の対応)

第 14 受注者は、本業務に関し、インシデントが発生した場合は、そのインシデントの発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該インシデントに関する情報の内容、件数、インシデントの発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、インシデントが発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適正に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、本業務に関しインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該インシデントに関する情報を公表することができる。

都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱

令和 3 年 4 月 1 日（総行過第 2 9 号）制定
令和 7 年 3 月 3 1 日（総行過第 3 1 号）一部改正
令和 8 年 3 月 3 0 日（総行過第 2 6 号）一部改正

第 1 趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 4 条第 1 号において、過疎対策の目標に「多様な人材を確保し、及び育成すること」が掲げられ、第 6 条において、都道府県の責務として「人的及び技術的援助その他必要な援助」が定められた。

過疎地域等が人材等の資源制約をはじめとした条件不利性を克服するためには、専門人材の確保・活用による雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく必要がある。

一方、過疎地域等において市町村が単独で専門人材を確保・活用をしようとする場合、適切な専門人材の採用や専門人材に見合った業務量の確保といった課題がある場合もあり、このような場合、都道府県による複数の過疎地域等を対象とした専門人材の確保・活用の支援の取組が有効である。

このようなことを踏まえ、総務省として、以下に掲げる取組の積極的な推進を図るものである。

第 2 事業概要

都道府県が、以下に掲げる取組を行うことができるよう、総務省として必要な措置を行う。

（1） 都道府県過疎地域等政策支援員

都道府県過疎地域等政策支援員は、6 月以上の期間、都道府県に雇用又は委託され、専ら過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域を有する複数の市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事する。

（2） 都道府県

都道府県は、6 月以上の期間、都道府県過疎地域等政策支援員を雇用又は委託し、過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域を有する複数の市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援を行う。

（3） 市町村

市町村は、都道府県と協議のうえ、都道府県過疎地域等政策支援員を受入れ、都道府県過疎地域等政策支援員の支援を受けつつ、市町村の施策を推進す

る。

(4) 総務省

総務省は、都道府県過疎地域等政策支援員の設置推進に取り組む都道府県に対して、別添のとおり必要な財政上の措置を行うほか、先進事例・優良事例の調査や地方公共団体への情報提供等を行う。

第3 都道府県過疎地域等政策支援員の設置に対する総務省の地方財政措置

都道府県過疎地域等政策支援員の設置に対し、総務省が財政上の措置を行うに当たっては、以下の事項を満たしていることを条件とする。

(1) 対象地域

都道府県過疎地域等政策支援員は、専ら過疎地域その他条件不利地域(※1)又は人口急減地域(※2)を有する市町村を支援するものであること。

※1 「過疎地域その他条件不利地域」とは、次に掲げる(イ)から(ト)までのいずれかに該当する市町村である。

(イ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域を有する市町村(令和8年度までの間は同法附則第5条第1項に規定する特定市町村及び同法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を有する市町村を含み、令和9年度までの間は同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村及び同法附則第6条第2項、第7条第2項又は第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を有する市町村を含む。)

(ロ) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

(ハ) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

(ニ) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

(ホ) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

(ヘ) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

(ト) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖縄の市町村

※2 「人口急減地域」とは、次に該当する市町村である。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律

(令和元年法律第 64 号) 第 3 条第 3 項第 1 号の基準に適合すると認められた地区をその区域の全部又は一部とする市町村（同条第 1 項の認定を受けるための取組を行う市町村を含む。）

(2) 都道府県過疎地域等政策支援員の業務等

- ① 都道府県過疎地域等政策支援員は、産業振興、地域における情報化、地域公共交通の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉、医療の確保、教育の振興、集落の整備、地域文化の振興、再生可能エネルギーの利用推進、特定地域づくり事業の推進等に関する市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事するものであり、単なる事務の補助等に従事するものではないこと。なお、名称は、都道府県過疎地域等政策支援員とする必要はなく、地域の実情に応じて定めるものとする。

(都道府県過疎地域等政策支援員の業務の例)

- ・「産業振興（農林水産業）」…販路拡大、ブランド化、6 次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保等
- ・「産業振興（商工業、その他）」…サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、等
- ・「産業振興（観光）」…観光戦略、DMO 支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策等
- ・「地域における情報化」…情報通信技術の利活用等
- ・「地域公共交通の確保」…地域公共交通網の維持・再編、新技術活用等
- ・「生活環境の整備」…水道事業経営等
- ・「高齢者等の保健・福祉」…地域包括ケアシステム、子育て支援等
- ・「医療の確保」…医療政策支援等
- ・「教育の振興」…ICT 教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育等
- ・「集落の整備」…集落対策、空家対策等
- ・「地域文化の振興」…文化財保護等
- ・「再生可能エネルギーの利用推進」…再生可能エネルギーの導入支援等
- ・「特定地域づくり事業の推進」…特定地域づくり事業協同組合の設立支援、運営支援等

- ② 都道府県過疎地域等政策支援員は、医師、看護師、教職員等として直接住民に対してサービスを提供する業務に従事するものではないこと。

- ③ 都道府県過疎地域等政策支援員は、専ら過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域を有する複数の市町村の支援業務に従事するものであること。

都道府県過疎地域等政策支援員が、過疎地域を有する市町村の支援業務に支障が生じない範囲で、過疎地域を有しない市町村（条件不利地域又は人口急減

地域を有する市町村に限る。)の支援業務にも従事する場合には、過疎地域を有しない市町村の支援業務に従事する時間の合計が、過疎地域を有する市町村の支援業務に従事する時間の合計を超えないこと。

- ④ 6月以上の期間（一会計年度を超える場合を含む。）、業務に従事するものであること。
- ⑤ 都道府県過疎地域等政策支援員は、会計年度任用職員若しくは特別職非常勤職員として雇用し、又は委託をするものであり、任期の定めのない常勤職員又は任期付職員として雇用するものではないこと。
- ⑥ 「移住コーディネーター・定住支援員」、「地域林政アドバイザー」、「技術職員（土木技師、建築技師、農業土木技師、林業技師）の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化の対象となる者」など、他の財政上の措置の対象となる者については、都道府県過疎地域等政策支援員の対象とはならないこと。

（３） その他

- ① 都道府県は、都道府県過疎地域等政策支援員について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第9条に規定する過疎地域持続的発展都道府県計画に記載すること。
- ② 都道府県は、都道府県過疎地域等政策支援員の設置要綱等を定め、以下の措置を講じること。
 - ・ 過疎地域を有する市町村の支援業務に支障が生じない範囲で過疎地域を有しない市町村（条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村に限る。）の支援業務にも従事する場合には、過疎地域を有しない市町村の支援業務に従事する時間の合計が過疎地域を有する市町村の支援業務に従事する時間の合計を超えないことを設置要綱等に明記し、雇用の場合は募集・任用時に明示する勤務条件に、委託の場合は委託契約においてこのことを明示すること。
 - ・ 雇用又は委託する専門人材の資格等に関する要件（特定の資格の保有者、一定期間特定の業務への従事経験のある者等）を設置要綱等に記載し、当該要件に該当する者について雇用又は委託をすること。
 - ・ 雇用又は委託に当たっては、委嘱状の交付等による委嘱を行うこと。また、委嘱を行っている期間中は、その旨をホームページ等で公表すること。なお、委嘱の方法、期間等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えないこと。
- ③ 都道府県過疎地域等政策支援員は、都道府県から交付される委嘱状等に記載

された名称を用いて、支援業務に従事すること。

- ④ 都道府県過疎地域等政策支援員の雇用等に要する経費について、国庫補助金又は市町村負担金を充当するものではないこと。

第4 その他事業推進に当たっての留意事項

- (1) 本事業は、都道府県が自主的・主体的に取り組むものであり、総務省はその取組実績を事後的に調査の上、別添のとおり、財政上の措置を講じるものであること。
- (2) 都道府県過疎地域等政策支援員の活動内容については、都道府県と市町村が合意した上で決定すること。なお、都道府県は、総務省から必要な情報提供等を行うため、本事業の実施前に総務省へ連絡すること。
- (3) 都道府県過疎地域等政策支援員の服務規律、活動規律の確保
都道府県過疎地域等政策支援員が、市町村との信頼関係を築きつつ、市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事する者であることに鑑み、服務規律、活動規律の確保を十分に図ること。

(別添)

「都道府県過疎地域等政策支援員」の設置推進に向けた財政措置について

都道府県が、本要綱に基づき都道府県過疎地域等政策支援員を設置する場合の財政措置については、以下のとおり、特別交付税措置を講じることとしている。

1. 算定対象

都道府県過疎地域等政策支援員について、本要綱第3に掲げる事項に該当するものを算定対象とする。

2. 対象経費

都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）

3. 措置額

都道府県が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額に、財政力補正を乗じて得た額とする。ただし、都道府県過疎地域等政策支援員1名につき、都道府県が支出した対象経費のうち一般財源の合計額が6,100千円を超えるときは、6,100千円を上限とする。

なお、都道府県過疎地域等政策支援員が支援業務に従事する期間が1年に満たない年度にあつては、当該業務を開始した月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とする。

4. 措置期間

令和3年度～令和12年度

以上

宮城県過疎地域等政策支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日付総行過第29号総務省自治行政局過疎対策室長通知）に基づき、宮城県内の過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域（以下「過疎地域等」という。）の活性化を図るために配置する宮城県過疎地域等政策支援員（以下「支援員」という。）の業務等に関し必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 支援員は、宮城県（以下「県」という。）があらかじめ指定する過疎地域等を有する市町村の区域内において、市町村、地域住民、事業者等と連携し、次に掲げる業務について、市町村施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援業務に従事する。

なお、過疎地域を有しない市町村（条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村に限る。）の支援業務に従事する場合は、過疎地域を有する市町村の支援業務に従事する時間の合計を超えない範囲で行うものとする。

- イ 産業振興
- ロ 地域における情報化
- ハ 地域公共交通の確保
- ニ 生活環境の整備
- ホ 子育て環境の確保
- ヘ 高齢者等の保健・福祉
- ト 医療の確保
- チ 教育の振興
- リ 集落の整備
- ヌ 地域文化の振興
- ル 再生可能エネルギーの利用推進
- ヲ 特定地域づくり事業の推進
- ワ その他、過疎地域等市町村の持続的発展の支援に関すること

(委嘱)

第3条 支援員は、次の各号の要件を満たす者の中から、知事が委嘱し、別記様式による委嘱状を交付する。

- (1) 地域の実情に精通した者、地域づくりへの関心が高い者又は地域の活性化に意欲があり地域の特性を尊重して地域住民と積極的にコミュニケーションをとることができる者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (3) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第3号及び第4号に該当しない者

(業務の実施方法)

第4条 県は、支援員の派遣について、雇用又は業務委託により行うものとする。

(委嘱期間)

第5条 支援員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、更新（年度単位）を妨げない。

(報酬等)

第6条 支援員が業務に従事した場合は、予算の範囲内において、報酬又は謝金及び費用弁償を支給するものとする。この場合において、報酬又は謝金の額については、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識・技術及び職務経験等の要素を考慮して定める。ただし、業務委託により実施する場合については、この限りでない。

(守秘義務)

第7条 支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第8条 知事は、支援員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱期間の途中であっても、支援員を解嘱することができる。

- (1) 自ら解嘱を申し出たとき
- (2) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (3) 心身の故障のため、支援員としての活動に支障があり、またはこれに堪えないとき
- (4) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が支援員としてふさわしくないと認めるとき

(県の役割)

第9条 県は、支援員の活動が円滑に実施できるように、次に掲げる支援等を行う。

- (1) 支援員の活動に関するコーディネート
- (2) 市町村との調整
- (3) その他、支援員の円滑な活動に必要なこと



様

年度宮城県過疎地域等政策支援員
を委嘱します
任期は 年 月 日までとします

年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩

附 則

この要綱は、令和4年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。